

# 工場立地法の届出について

江 南 市

経済環境部 企業誘致推進課

## < 目次 >

内 容	頁 数
工場立地法のしくみ	1 頁
届出について	1 頁
工場立地に関する準則	3 頁
届出様式（チェックリスト）	4 頁
届出様式について補足	6 頁
質疑応答集	9 頁
届出の際に配慮していただく事項 ～準則（生産施設・緑地・環境施設）の考え方～	14 頁
【参考①】生産施設面積率（ $\gamma$ ）	20 頁
【参考②】既存生産施設用敷地計算係数（ $\alpha$ ）	21 頁

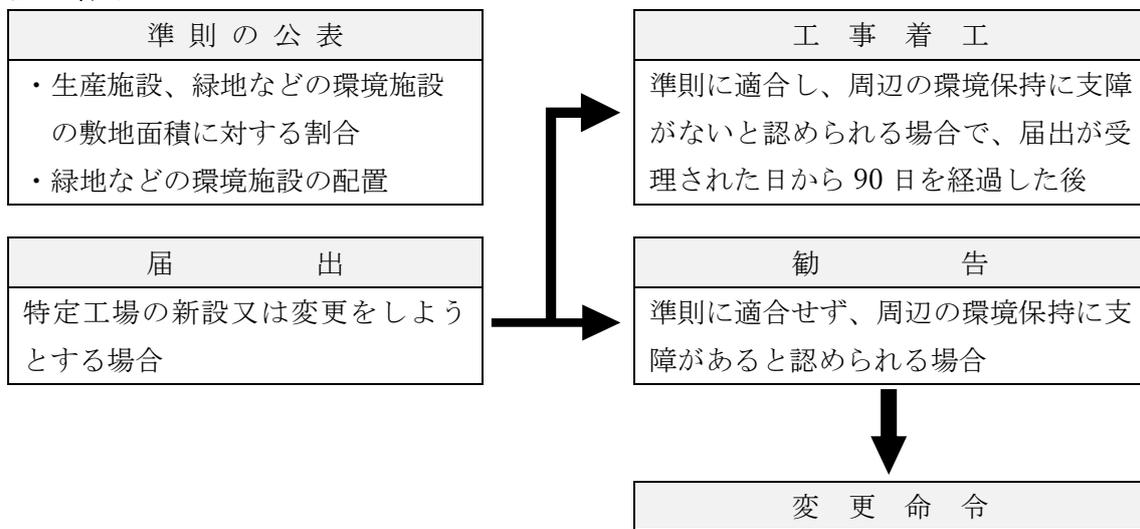
# 工場立地法の届出について

## ■ 工場立地法のしくみ

### 法のねらい

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

### 法の骨子



## ■ 届出について

特定工場の新設又は変更をしようとするときは、工場立地法により、届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、新設又は変更をしてはならないとされています。

※実施制限期間の短縮が認められる場合は90日を30日と読み替えます。

### ◆新設の届出 (法第6条、施行令第1条、第2条)

製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力・地熱発電所を除く。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であって、その規模が下記のいずれかに該当するもの（「特定工場」といいます。）を新設する場合は、届出を要します。

○敷地面積	9,000 m <sup>2</sup> 以上
○建築物の建築面積の合計	3,000 m <sup>2</sup> 以上

なお、用途の変更又は敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も同様に届出を要します。

◆**変更の届出** (法第 8 条、一部改正法附則第 3 条)

○既存工場 (昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等) で特定工場の規模を有するものが、昭和 49 年 6 月 29 日以後に下記 1~5 に係る変更 (工場の増設、スクラップ&ビルド等) を行う場合は届出を要します。

(一部改正法附則第 3 条)

1. 製品
2. 敷地面積
3. 建築面積
4. 生産施設面積
5. 緑地及び環境施設の面積並びに配置

○新設の届出又は上に述べたような届出をしたものが、その後さらに変更をする場合もそのたびごとに届出を要します。(法第 8 条)

◆**変更の届出を要しない軽微な変更** (法第 8 条、一部改正法附則第 3 条、施行規則第 9 条)

○生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更

○生産施設の修繕によるその面積の変更であって、その修繕に伴い増加する面積の合計が 30 m<sup>2</sup>未満のもの

○特定工場に係る生産施設の撤去

○特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加

○緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わない場合

○特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が 10 平方メートル以下のもの (保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。)

◆**氏名・名称・住所の変更及び地位の承継** (法第 12 条、第 13 条)

○氏名、名称・住所の変更及び地位の承継が行われた場合も届出を要します。

※法人の場合、代表者の変更は届出を要しません。

◆**実施の制限** (法第 11 条)

○届出が受理された日から 90 日を経過した後でなければ、原則として工場の新設、又は変更にあたって最初に必要となる埋立工事、造成工事、施設建設工事等は開始できません。

○届出の内容が法第 9 条の勧告の要件に該当しない場合は、必要とみとめられる範囲で実施制限期間の短縮が認められます。

※実施制限期間は、最短で 30 日に短縮できます。

◆**勧告、変更命令** (法第 9 条、法第 10 条)

○届出に係る事項が、生産施設面積や緑地面積の敷地面積に対する割合等について定めた工場立地に関する準則に適合しない場合等については、届出の日から 60 日以内に勧告を受けることがあります。

○勧告に従わない場合は、届出の日から 90 日以内に変更命令を受けることがあります。

◆**罰則** (法第 16 条~第 20 条)

届出をせず又は虚偽の届出をした場合  
実施の制限に違反した場合  
変更命令に違反した場合

} は、懲役を含む罰則が課せられますので  
ご注意ください。

## ■工場立地に関する準則

### 生産施設、環境施設の面積率等

	摘要	敷地面積に対する割合		面積の測り方
生産施設	次のア～エに係る「機械又は装置が設置される建築物」（工場建屋）又は「屋外の機械又は装置などの生産プラント」（屋外プラント） ア…製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む） イ…電気供給業における発電工程 ウ…ガス供給業におけるガス供給工程 エ…熱供給業における熱供給工程	業種別に 30～65%  (業種別に7段階に区分)		(工場建屋) 建築基準法施行令に定める水平投影面積  (屋外プラント) 水平投影図の外周によって囲まれる面積
環境施設	緑地 ・樹木が育成する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの  ・低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設	5%以上	10%以上	(樹林地の場合) 原則として区画の面積  (低木地、芝生地等) 低木又は芝生等で表面が被われている面積
	緑地以外の環境施設	緑地面積のうち重複緑地等は50%以下		環境施設のうち敷地面積の5%以上の面積を敷地周辺に設置  (修景施設、屋外運動場、広場) 区画された土地の面積  (屋内運動場、教養文化施設、太陽光発電施設) 建築物の水平投影面積  (雨水浸透施設) 区画された土地の面積(当該施設が地表に出ている面積に限る。)

※「重複緑地等」とは、①規則第4条に規定する「緑地以外の環境施設」以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地、及び②規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設、を指します。

(パイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地、屋上の緑地、壁面の緑地等)

#### 【参考】

市では、既存の市内企業の流出防止や、新たな市外企業の誘致を促進するため、設備投資しやすい環境を整えることが重要であると考えています。そのため、平成28年4月1日に「江南市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」を施行し、特定工場の新設および増設の際に整備が必要な緑地の面積率などを緩和しました。(江南市工場緑化ガイドラインより)

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地参入率
工業地域／市街化調整区域	5%以上	10%以上	50%以下
緩和前	20%以上	25%以上	25%以下

## ■届出様式

特定工場を新設又は変更しようとする場合は、着工日の90日前までに提出してください。

### ◆新設届出 (工場緑化ガイドライン事業計画書も併せて提出してください)

通常	短縮	必要書類
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	特定工場新設(変更)届出書(一般用)【様式第1】
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場新設届出及び実施制限期間の短縮申請書【運用例規集様式B】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場における生産施設の面積【別紙1】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置【別紙2】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置【別紙3】※該当の場合のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	隣接緑地等の面積並びに負担総額及び届出者が負担する費用【別紙4】 ※該当の場合のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業概要説明書【様式例第1】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図【様式例第2】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場用地利用状況説明書【様式例第3】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場の新設等のための工事の日程【様式例第4】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場における建築面積一覧表【要領様式C】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場新設(変更)届出書の概要【要領様式D】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場の業種別生産施設面積一覧表【要領様式E】※兼業の場合のみ

### ◆変更届出 (工場緑化ガイドライン事業計画書も併せて提出してください)

通常	短縮	必要書類
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	特定工場新設(変更)届出書(一般用)【様式第1】
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場新設届出及び実施制限期間の短縮申請書【運用例規集様式B】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場における生産施設の面積(変更様式)【別紙1】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置(変更様式)【別紙2】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置【別紙3】※該当の場合のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	隣接緑地等の面積並びに負担総額及び届出者が負担する費用【別紙4】 ※該当の場合のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業概要説明書【様式例第1】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図【様式例第2】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場用地利用状況説明書【様式例第3】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場の新設等のための工事の日程【様式例第4】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場における建築面積一覧表(変更様式)【要領様式C】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場新設(変更)届出書の概要(変更様式)【要領様式D】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定工場の業種別生産施設面積一覧表【要領様式E】※兼業の場合のみ

◆その他

氏名等の変更届出	氏名（名称、住所）変更届出書【様式第3】
承継の届出	特定工場の承継届出書【様式第4】
廃止の届出	特定工場の廃止届出書【要領様式G】

◆届出書類の作成方法

○市 HP から様式をダウンロードしてください。

○用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。

## ◆届出様式について補足

### 別紙1：特定工場における生産施設の面積

- 1 各施設の面積の欄は、小数点以下を切り捨てて一の位まで記載してください。  
また、変更届出の場合には、変更前、変更後をそれぞれ記入します。
- 2 増減面積の欄には、変更に係る施設の面積の増減の数値を記入します。

### 別紙2：特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

- 1 緑地の名称の欄は、緑地の区画ごとに緑地の設置場所と緑地の種類を記入します。
- 2 緑地以外の環境施設の名称欄には、具体的な施設名称を記入します。

### 別紙3：工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

- 1 工業団地の特例を申請する場合に記載します。
- 2 工業団地共通施設の面積の合計の欄の工業団地共通施設とは、工業団地の造成と一体的に計画される非分譲の土地で、緑地、工業団地管理事務所、集会場、駐車場等の敷地をいいます。
- 3 その他の施設とは、団地内の道路、団地に隣接した港湾用地をいいます。

### 別紙4：隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

工業集合地の特例を申請する場合に記載します。

### 様式例第 1：事業概要説明書

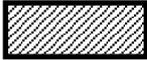
- 1 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載します。  
 なお、変更届出の場合には当該工場の操業開始の日を（ ）書きで併記してください。
- 2 主要製品別生産施設能力及び生産数量の欄には、製品ごとに通常用いる単位（t／日、台／日等）で記載します。  
 なお、変更届出の場合には生産能力、生産数量は変更後の数字とし、当該変更による増減を（ ）書きで記載します。

### 様式例第 2：生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

- 1 各施設の施設番号は以下の例により一連の番号を付し、各色彩で表示します。

施設の名称	施設番号	色 彩
生産施設	セー 1（一連番号）	青
緑地	リー	緑
重複緑地	ジー	緑網掛け
緑地以外の環境施設	カー	黄

- 2 新設または変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示します。

(1) 変更に係る部分が新設、増設の場合は  で表示します。

(2) 変更に係る部分が減少、撤去の場合は  で表示します。

- 3 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載します。

工場等の敷地面積	縮尺
100ha 未満	1／500又は1／1000
100ha 以上500ha 未満	1／1000又は1／2000
500ha 以上	1／2000又は1／3000

- 4 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付します。

### 様式例第 3：特定工場用地利用状況説明書

- 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有となることが  
確実である土地を含みます。
- 2 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km程度の範囲で河川、  
埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地  
利用状況を明示します。

### 様式例第 4：特定工場の新設等のための工事の日程

- 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印で記載するとともに  
当該工事の開始と終了の日を付記します。  
なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始日も工事の日程の欄に  
併せて明記します。また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事にお  
いて既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載します。
- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙 1～3 に記載した生産  
施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載します。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が、  
生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合のみ当該  
施設の種類を工事の種類欄に明記します。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載します。
- 5 緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設  
の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとなります。

## ◆質疑応答集

**Q 1** 医薬品の粉体を包装紙に包み、これを缶詰にし、紙箱に詰める工程に係る施設や、ビールの瓶詰施設、セメントの袋詰め施設等は生産施設に該当するか。

A： 生産工程の一環としての製品の包装・荷造り（梱包）を継続して行う施設は生産施設とする。

**Q 2** 冷凍食品を製造するための冷凍施設等の生産工程を形成する冷凍施設は生産施設に該当するか。

A： 問の冷凍施設が生産施設に該当する。ただし、製品としての冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設は生産施設としない。

**Q 3** 半製品、中間製品のタンク・倉庫は生産施設に該当するか。

A： 半製品又は中間製品のタンクが生産施設内に設置されている独立の区画に属する場合は生産施設とする。

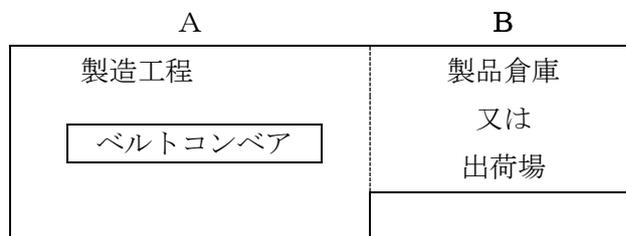
**Q 4** 製造工程等の用以外の用に使われるボイラー、コンプレッサーは生産施設に該当するか。

A： 問の場合は生産施設に該当しない。ただし、製造工程の用に一部供される場合には生産施設に該当する。

**Q 5** 屋外の作業場は生産施設とするか。

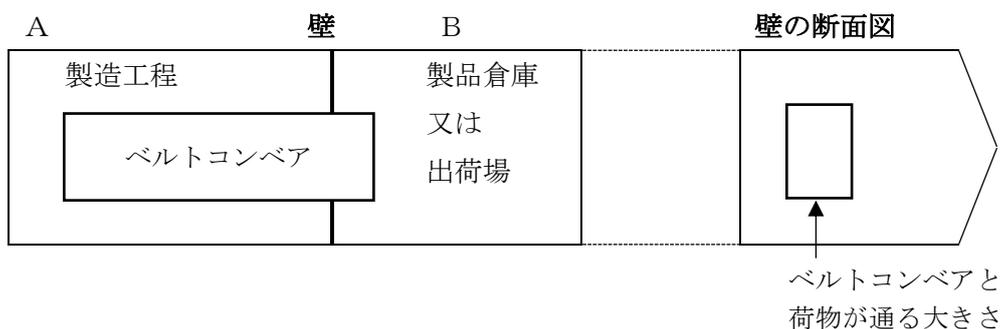
A： 当該作業場全体を生産施設とするのではなく、当該作業場内の生産に使用する機械又は装置（クレーン等）は生産施設とする。

**Q 6** A B間が壁等で区切られていない一つの工場建屋の場合、Bの部分は生産施設に該当するか。



A： 生産施設に該当する。

Q7 下図の場合、Bは生産施設に該当するか。



A： 生産施設に該当しない。

Q8 プラント等の屋外の生産施設面積はどのように測定するのか。

A： 水平投影面積の外周によって囲まれる面積とする。

1 塔、槽等の機器類又は装置の面積の測定方法は、

① 架台がある場合には、架台の投影面積又は機器類もしくは装置の水平投影面積の大きい方とする。

② 架台がない場合には、機器類又は装置の断面積とする。ポンプ、圧縮機のように投影図の断面が複雑な場合には、基礎の床面積をもって投影面積とする。

2 パイプの面積の測定方法は、パイプラックにのっているものについては、

(パイプラックの当該区画内に係る長さ) × (ラック幅) = (水平投影面積) とする。

Q9 ひとつの工場建屋内に段ボールシート製造機と段ボール箱製造機が設置されており、当該工場が段ボールシート製造業と段ボール箱製造業の兼業の場合は、当該工場建屋はどのように生産施設の面積を算定するのか。

A： 面積の大きい方の製造機に係る業種に属する生産施設として面積を算定するが、判別のつけがたいものは、属する業種数で工場建屋面積を按分してそれぞれの生産施設面積として算定する。

Q10 ひとつの工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合は、生産施設面積の算定はどうか。

A： 当該工場の建屋は準則値（生産施設面積率）の厳しい方の生産施設面積として算定する。

Q 1 1 花壇、野菜畑、ゴルフ場・高圧線下の芝、雑草地は緑地として扱うことができるか。

A： それぞれの取扱いは以下のとおり。

- 1 花壇は、地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないものは緑地とする。
- 2 野菜畑は緑地としないが、緑地以外の環境施設として扱う。
- 3 ゴルフ場で芝、樹木で被われているもの及び高圧線下の芝その他の地被植物で被われているものは、重複緑地ではなく、緑地として扱う。
- 4 雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているものは緑地とする。

Q 1 2 委任状の様式はどのようなものか。

A： 以下の様式とする。

## 委 任 状

私は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地における〇〇株式会社〇〇工場  
工場長 〇〇〇〇を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

**Q 1 3** 製鉄所の敷地内に別法人格のコークス会社が借地している場合における準則の適用はどうか。

A： 法人格が異なる企業の場合は、それぞれ個々の企業が準則に適合する必要がある。しかし、問のような場合は次の考え方によることができる。

- 1 生産施設の面積に関する準則の適用は県様式によることができる。

製鉄所の全敷地面積  $\geq$

$$\frac{\text{高炉による製鉄会社の生産施設面積}}{0.6} + \frac{\text{コークス会社の生産施設面積}}{0.3}$$

を製鉄所全体で満足していればよい。

- 2 緑地、環境施設面積については、製鉄所全体で実質的に準則が満足していればよい。

**Q 1 4** 造成が必要な土地を購入する場合、どのような届出が必要となるか。

A： 新設であれば、新設の届出、敷地の増加に伴うものであれば、変更の届出を要する。

**Q 1 5** 工場敷地の一部を売却する場合は、いつまでに変更の届出を提出しなければならないか。

A： 当該不動産の移転登記の90日間（短縮申請により30日前）までに敷地面積変更の届出を要する。買い増しの場合も同様。

**Q 1 6** 工場建屋内の機械装置の取り換えは届出が必要となるか。

A： 生産施設の面積の変更とはならないので届出は要しない。

**Q 1 7** 既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直す場合（スクラップアンドビルド）は届出が必要か。

A： スクラップアンドビルドは規則第9条第2号の「生産施設の修繕によるその面積の変更」に該当しないので、軽微な変更ではなく、届出を要する。

**Q 1 8** 既存工場が敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の使用を変更することにより特定工場となる場合は、どのような届出が必要か。

A： 法第6条第1項の届出を必要とするが、当該特定工場に係る工場立地の準則の適用については、準則の備考によるものとする。

**Q 1 9** 既存工場が敷地を買い増した場合、生産施設を増設する際の準則の計算は  
どうなるか。

A : 準則の備考による。

計算に用いる敷地面積 S は、買い増し後の敷地面積とする。

**Q 2 0** 既存工場が、用途変更した場合の準則計算はどうなるか。

A : 準則（工場立地に関する準則）の備考 1 の 1 における

$$P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$
 の計算式に用いる  $\gamma$ 、 $\alpha$  については変更後の値とする。

**届出の際に配慮していただく事項**  
～準則（生産施設・緑地・環境施設）の考え方～

< 生産施設 >

工場敷地面積に占める生産施設面積の割合（生産施設率）が、基準内でなければなりません。

生産施設率

業種別に定められています。（30～65％）

※ 生産施設面積の割合は業種により異なります。P.20の表をご参照ください。

1 生産施設面積の測定方法

原則として、投影法による水平投影面積を測定します。（延べ床面積ではありません。）

2 生産施設の考え方

（1）生産施設に該当するもの

原則として、製造工程に関わる設備がある建築物と、屋外の設備をいいます。

※ 生産施設には、用役施設（自家発電施設、ボイラー、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等）を含みます。

（2）生産施設から除かれるもの

下記のもの等は、生産施設とはしません。

- ・ 事務所、研究所、食堂等の独立した建物
- ・ 独立した倉庫関連施設
- ・ 単なる出荷・輸送にのみ利用する施設
- ・ 受、変電施設
- ・ 公害防止施設
- ・ 地下に設置される施設

※ 工場等の建築物が生産施設となる場合には、原則として当該建築物の全水平投影面積となりますが、同一建築物内の倉庫、一般管理部門の事務所、食堂等であって、壁で明確に仕切られており、実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該面積を除くことができます。

※ ただし、天井にクレーンが設置されて吹き抜けとなっている場合、壁が床から中空までしかないような場合、及び移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、つい立て等によって仕切られているような場合は、実質的に別の建築物とみなされず、生産施設面積から除くことはできません。

※ 生産施設と生産施設以外の施設（倉庫、事務所、緑地等）とが空間的に重なる場合、当該部分はすべて生産施設とします。

## < 緑地・環境施設 >

工場敷地面積に占める緑地面積の割合（緑地面積率）及び環境施設面積の割合（環境施設面積率）が、基準以上でなければなりません。

用途地域	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域／市街化調整区域	5%以上	10%以上

※ 敷地面積の5%以上は緑地でなければなりません。残りの5%以上は、緑地又は緑地以外の環境施設としてください。

※ 環境施設には緑地も含まれますので、緑地だけで10%以上ある場合は環境施設面積率も満たすこととなります。

※ 江南市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成28年4月1日施行）により、特定工場の新設および増設の際に整備が必要な緑地の面積率などを緩和しました。

### ● 緑地について

#### 1 緑地とみなされる基準

次の土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とします。

- ① 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

#### 2 建築物屋上等緑化施設（屋上緑地・壁面緑地）及び駐車場緑地について

敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50/100までに限り、緑地面積に算入することができます。

例1) 緑地が敷地面積の5%以上ある場合

$$\text{算入可能上限面積} = \text{敷地面積} \times \text{緑地率} (5\%) \times 50 / 100$$

緑地が5%以上ある場合でも5%で計算します。 

 算入上限は、敷地面積の2.5%

例2) 既存工場の特例により、緑地が敷地面積の5%に満たない工場

$$\text{算入可能上限面積} = \text{敷地面積} \times \text{緑地率} (\text{実際の設置}\%) \times 50 / 100$$

 算入上限は、設置する緑地面積全体の1/2

## その他の留意事項

- ・ 壁面緑地の面積の測定方法

建築物その他の直立している部分（直立壁面）において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1 mを乗じた面積とします。

- ・ 駐車場緑地の補強材について

緑地とみなされる基準を満たすよう、芝等の地被植物で表面全体が被われるタイプを使用してください。

### 3 樹木の植栽方法

緑地として整備する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地として認められるように、全体に平均的に植栽しなければなりません。

平均して植栽されていない場合は、裸地の部分を除いて、実質的に植栽された部分を緑地とします。

### 4 緑化工事の終了時期

原則として、緑地の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時までとします。

## ● 環境施設について

### 1 環境施設の定義

環境施設とは、下記の①～⑩その他これらに類する施設の用に供する区画された土地で、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理されているものをいいます。

① 緑地 上記「緑地について」を参照。

② 修景施設 噴水、水流、池、滝、つき山、彫像等の施設

③ 屋外運動場

野球場、テニスコート、バレーボールコート、水泳プール等で屋外にあるもの。

④ 広場

休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等に利用する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているもの。（単なる空地、玄関前の車まわりのような場所は該当しません。）

⑤ 屋内運動場

一般の利用に供するよう管理されている体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館等

⑥ 雨水浸透施設

浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等をいいます。これらのうち、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制する目的で設置され、地下水の涵養、浸水被害の防止に資する効果が見込まれるものを環境施設といいます。

⑦ 調整池

美観等の面で公園的な形態を整えているものであれば、環境施設とします。

⑧ 野菜畑

緑地以外の環境施設とします。

⑨ 太陽光発電施設

⑩ 太陽光発電施設のうち、建築物等施設の屋上に設置されるもの

2 環境施設の配置方法

敷地面積の5%以上の環境施設を工場敷地の周辺部に、周辺地域の土地利用の状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も大きく寄与するように配置してください。

● 条例による緑地面積等の緩和について

工場における緑地は、地域の自然環境との調和や、周辺住民の生活環境に及ぼす影響緩和などの機能を持つほか、緑豊かで整然とした工場の外観は、企業イメージの向上にもつながることから、緑地面積率の緩和によりこれらの緑地機能が低下することは防止しなければいけません。

そのため、緑地面積率を緩和する一方で、工場緑化ガイドラインを制定し、工場の操業環境と周辺地域の生活環境のバランスがとれた、質の高い工場緑化をお願いしています。ガイドラインに定める工場緑化ガイドライン事業計画書をあわせて提出して下さい。

※市 HP から様式をダウンロードしてください。

## <既存工場の特例>

昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（既存工場といいます。）については、準則基準に特例が適用されます。

### 準則計算（単一業種の場合）

既存工場は、届出の際、生産施設、緑地、環境施設の設置について、それぞれ下記の不等式を満たす必要があります。

※工業地域及び用途指定の定めのない地域（市街化調整区域）に適用されます。

※兼業の場合は、別途計算式があります。

#### ○ 生産施設の面積

$$P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \quad \text{※算出した値は小数点以下を切り捨てる。}$$

P 今回の届出によって設置する生産施設の面積（撤去分は含まない。）

S 敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）

$\gamma$  生産施設面積の敷地面積に対する割合（p.20参照）

$\alpha$  既存生産施設用敷地計算係数（p.21参照）

P<sub>0</sub> 昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている生産施設の面積

P<sub>1</sub> 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の面積の変更の合計。（設置については+、撤去については-として計算）ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行うときはその分も含める。

#### ○ 緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( \underline{0.05} - \frac{G_0}{S} \right) \quad \text{※}\frac{G_0}{S}\text{の値は小数点第六位を四捨五入し、算出したGの値は}$$

小数点以下を切り上げる。（環境施設の場合も同じ）

G 今回の届出によって設置する緑地の面積（撤去分は含まない。）

G<sub>0</sub> (イ) 昭和49年6月28日時点で設置済み又は工事中の緑地面積 (ロ) 前回までの生産施設の変更に伴い準則値を超えて設置した緑地面積 (ハ) 生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分以上の(イ)(ロ)(ハ)を合計した数値。

ただし、今回の届出で緑地の撤去がある場合は、その分を減じる。

※ 緑地面積率は、緑地緩和に伴い「5%以上」となっているため、計算式は「0.05」を用いてください。

○ 環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( \underline{0.1} - \frac{E_0}{S} \right)$$

E 今回の届出によって設置する環境施設の面積（撤去分は含まない。）

E<sub>0</sub> (イ) 昭和49年6月28日時点で設置済み又は工事中の環境施設面積 (ロ) 前回までの生産施設の変更に伴い準則値を超えて設置した環境施設面積 (ハ) 生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分以上の (イ) (ロ) (ハ) を合計した数値。

ただし、今回の届出で環境施設の撤去がある場合は、その分を減じる。

※ 環境施設面積率は、緑地緩和に伴い「10%以上」となっているため、計算式は「0.1」を用いてください。

【参考①】生産施設面積率（ $\gamma$ ）

別表第1（工場立地に関する準則第1条及び（備考）関係）

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積割合
第一種	化学肥料製造業のうちのアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第二種	伸鉄業	40/100
第三種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45/100
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第五種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55/100
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60/100
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65/100

※生産施設面積率は、生産施設面積の工場敷地面積に対する比率の上限値です。

※製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とされています。

## 【参考②】既存生産施設用敷地計算係数（ $\alpha$ ）

別表第2（工場立地に関する準則（備考）関係）

業種の区分		既存生産施設用 敷地計算係数
1	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
2	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素型材製造業（可鍛鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
3	有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業	1. 4
4	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5

※既存生産施設が既存工場等の全敷地面積のうち何㎡を使用しているとみなし得るかを計算するための係数です。